

## 介護保険給付適正化業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市保健福祉部介護保険課において介護給付適正化業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) ケアプラン点検に関する事
- (2) ケアプラン検討事業に関する事
- (3) 福祉用具購入および軽度者の福祉用具貸与に関する事
- (4) 介護サービス事業者の体制等に関する事
- (5) その他所属長が必要と認める業務

2 会計年度任用職員は、前項に規定する業務を積極的に遂行し、介護給付の適正化に努めなければならない。

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から木曜日は、午前9時から午後4時までの間で6時間の勤務とし、金曜日は、午前9時から午後3時までの間で5時間の勤務とする。ただし、月1回午後1時30分から午後8時30分までの間で6時間の勤務とするほか、業務の必要に応じて勤務時間帯を変更する場合がある。また、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとし、月 1 回勤務時間を午後 1 時 30 分から午後 8 時 30 分までの勤務としたときの休憩時間は、午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（届出）

第 6 条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所属長に届出なければならない。

(1) 申請書等の文書を紛失したとき

(2) 身分証明書等を紛失・毀損したとき

(3) 病気その他の理由で業務ができなくなったとき

(4) 公用車に故障が生じたとき

(5) 交通事故等の事故が発生したとき

（身分証明書）

第 7 条 会計年度任用職員は業務に従事する場合は、身分証明書を常に携帯し必要のあるときは提示しなければならない。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。